

和泉内閣総理大臣補佐官の海外出張について

2018（平成30）年度

出張期間	目的	出張先	同行した出席者	出張担当の依頼内容
1 平成30年4月7日から4月9日	日中医療協力に関するパネルディスカッションへの出席及び中国政界要人との会談等	中華人民共和國	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行及び選出 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け
2 平成30年5月3日から5月5日	シリコーナ大統領及びウィクラマシンハ総帥その他スリランカ政界要人との会談等	スリランカ	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行及び選出 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け
3 平成30年7月15日から7月17日	アウン・サン・スーチー国家最高顧問その他ミャンマー政界要人との会談等	ミャンマー	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行及び選出 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け
4 平成30年9月10日から9月12日	前田新総務長官定にかる日本国政府側の出席等	米国	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行及び選出 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け
5 平成30年9月16日から9月18日	高速鉄道に関する日印合同委員会出席等	インド	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行及び選出 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け
6 平成30年9月24日から9月25日	日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会出席等	中華人民共和國	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け ⑧選出委員
7 平成30年10月17日から10月19日	マハティール首相との会談等	マレーシア	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行及び選出 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け
8 平成30年10月26日から10月27日	日中首脳会談出席等（内閣総理大臣補佐官付）	中華人民共和國	前田補佐官付	-
9 平成30年11月14日から11月16日	東京アジア経済連携推進委員会及びアジア太平洋経済協力首脳会議出席等（内閣総理大臣補佐官付）	シンガポール、オーストラリア、パプアニューギニア	前田補佐官付	①出張旅費 ②空港支援
10 平成30年11月21日から11月22日	日フィリピン経済協力インフラ委員会出席等	フィリピン	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行及び選出 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け
11 平成31年3月26日から5月22日	アウン・サン・スーチー国家最高顧問その他ミャンマー政界要人との会談等	ミャンマー	前田補佐官付	①前合議席 ②出張旅費 ③用務先への配車 ④現地情報ブリーフ ⑤アポイント先への選出委員の同行及び選出 ⑥空港支援 ⑦アポイント取り付け

2018（平成30）年度：11件

大塚寛子健康・医療戦略室長の海外出張について

2018（平成30）年度

出張期間	目的	出張先
1 平成30年7月15日から7月17日	ミャンマー政府要人との面談等	ミャンマー
2 平成30年9月16日から9月18日	ヘルスケア分野における合同委員会開催	インド
3 平成30年9月24日から9月25日	日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会に出席	中国
4 平成30年11月21日から11月22日	アジア健康情報のフィリピン政府要人との意見交換	フィリピン

2018（平成30）年度：4件

平成28年度、平成29年度、令和元年度は、海外出張の実績はありません。

内閣官房  
健康・医療戦略室  
からのその他の出張者

(一)

健康・医療戦略室  
次長 藤本康二

(一)

健康・医療戦略室  
次長 藤本康二

(火当時)

パネル写し

出典：内閣官房健康・医療戦略室

2020年2月7日 衆議院予算委員会配布資料 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム 早稲田夕季

出所：2020年2月7日 衆議院予算委員会 早稲田夕季議員配付資料



インド・ニューデリー  
タージマハルホテルの外観

パネル写し



エグゼクティブ・スイート

2つの部屋は中  
でつながって  
いる！



タージクラブ・ルーム

出典：インド ニューデリー タージマハルホテルのウェブサイトの写真を元に早稲田事務所作成

<https://www.tajhotels.com/en-in/taj/taj-mahal-new-delhi/>

2020年2月7日 衆議院予算委員会配布資料 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム 早稲田夕季

別表第二 外国旅行の旅費（第二十五条、第二十七条、第二十九条、第四十条、第四十一条関係）  
一 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（一日につき）			宿泊料（一夜につき）			食卓料（二夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等 最高裁判所長官 特命全權大使	一〇、五〇〇円	八、七〇〇円	七、〇〇〇円	三三、二〇〇円	二六、八〇〇円	二二、五〇〇円	二四、二〇〇円
その他の者	九、四〇〇円	七、九〇〇円	六、三〇〇円	二九、〇〇〇円	二二、二〇〇円	一九、四〇〇円	一九、三〇〇円
指定職の職務にある者	八、三〇〇円	七、〇〇〇円	五、六〇〇円	二五、七〇〇円	二一、五〇〇円	一七、二〇〇円	一七、四〇〇円
七級以上の職務にある者	七、二〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円	二二、五〇〇円	一八、八〇〇円	一五、一〇〇円	一五、五〇〇円
六級以下二級以上の職務にある者	六、二〇〇円	五、二〇〇円	四、二〇〇円	一九、三〇〇円	一六、一〇〇円	一二、九〇〇円	一二、六〇〇円
二級以下の職務にある者	五、三〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	一六、一〇〇円	一三、四〇〇円	一〇、八〇〇円	九、七〇〇円

備考  
一 この表及び三の表において国務大臣等とは、国務大臣及びその任免につき天皇の認証を要するその他の職員のうち国務大臣の受ける俸給月額に相当する俸給月額又は報酬月額を受ける者をいう。  
二 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く）をいう。  
三 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

○国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）抄

第三章 外国旅行の旅費

（日当、宿泊料及び食卓料）

第三十五条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 第三十二条第五号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第二の定額による。

4 第二十条第二項及び第三項、第二十一条第二項並びに第二十二条第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

出所：国家公務員等の旅費に関する法律

出所：給与小六法（令和2年版）人事行政研究所編

【参加者】(主に課室長級以上の政府職員)

- 和泉 洋人 総理大臣補佐官
- 木山 繁 内閣官房参与
- 平松 賢司 駐インド大使
- 篠原 康弘 国土交通審議官
- 梨田 和也 外務省国際協力局長
- 滝崎 成樹 外務省南部アジア部長
- 石井 昌平 国交省鉄道局次長
- 大坪 寛子 内閣官房健康医療戦略室次長
- 水野 政義 経産省大臣官房審議官(貿易経済協力局・農林水産品輸出担当)
- 曾根 健孝 在インド大使館公使
- 大場 雄一 財務省大臣官房参事官
- 吉武 将吾 外務省南西アジア課長
- 門脇 仁一 外務省国別開発協力第2課長
- 中野 智行 国交省鉄道局国際鉄道技術管理室長
- 吉岡 孝 経産省製造産業局国際プラント・インフラシステム・水ビジネス推進室長
- 柴田 隆 総理大臣補佐官秘書官
- 堀 信太郎 在インド大使館参事官

他

出典:外務省

2020年2月7日 衆議院予算委員会配布資料  
立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム 早稲田夕季

## 国家公務員のサービスの概要

### ◎サービスの根本基準(国家公務員法第96条)

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

#### サービスの宣誓(国家公務員法第97条)

職員は、政令の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

#### 法令及び上司の命令に従う義務(国家公務員法第98条)

職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

#### 争議行為等の禁止(国家公務員法第98条第2項)

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

#### 信用失墜行為の禁止(国家公務員法第99条)

職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

#### 秘密を守る義務(国家公務員法第100条)

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

#### 職務に専念する義務(国家公務員法第101条)

職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

#### 政治的行為の制限(国家公務員法第102条)

職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

#### 私企業からの隔離(国家公務員法第103条)

職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下営利企業という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

#### 他の事業又は事務の関与制限(国家公務員法第104条)

職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。

出所:内閣官房資料

## 「『桜を見る会』を追及する法律家の会」2・13結成集会

日時：2020年2月13日午後0時より（午前11時40分開場）

場所：参議院議員会館B104会議室

### 式次第

- 開会宣言
  - 法律家の会結成の趣旨
    - 泉 澤 章  
(弁護士、呼びかけ人)
  - 呼びかけ人から
    - 小野寺 義 象  
(弁護士、「桜を見る会」を追及する弁護士の会・宮城共同代表)
    - 澤 藤 統一郎  
(弁護士、背任罪発代理人共同代表)
    - 毛 利 正 道  
(弁護士、「桜」私物化！怒り満開 市民の会チーフスタッフ)
  - 国会議員の方々から
  - 今後の会の活動と行動提起
    - 南 典 男  
(弁護士、呼びかけ人)
- 以上

# 桜 追及やまぬなか

## 首相の刑事告発へ「法律家の会」

首相主催の「桜を見る会」の問題を巡り、約1000人の弁護士が参加する「『桜を見る会』を追及する法律家の会」の結成集会が13日、東京都内で開かれた。3月をめどに、安倍晋三首相の刑事告発を目標とする。

「寄付行為」に当たる疑いがあると指摘した。また、内閣府が桜を見る会への推薦基準として示す「各界功績者」に当たらない後援会員

を招待し、もてなした行為も公選法の「寄付行為」や「事後買収」になる恐れがあるとしている。

同会は今後、資料分析や論点整理を進める一方、賛同する弁護士らを募る。【大場弘行】

### 「首相答弁 法律違反を裏付け」

安倍晋三首相主催の「桜を見る会」問題

## 桜 首相刑事告発へ「法律家の会」

会と呼び掛け人には弁護士や法学者九十六人が名を連ね、集会には約四十人が出席した。呼び掛け人の泉沢章弁護士は「法律家から見たら、首相の国会答弁は公選法違反や政治資金規正法違反を裏付けるような内容だ」と指摘した。

南典男弁護士は「本来、率先して法を守るべき首相が違法行為をし、しかも弁解にもならない不合理な弁明に終始している」と批判した。集会には一月に首相に対する背任容疑の告発状を東京地検に提出したグループの弁護士も出席した。(横山大輔)

## 「桜」夕食会巡り 弁護士が告発へ

「桜を見る会」の前日にあった夕食会をめくり、弁護士グループが3月にも、公職選挙法と政治資金規正法の違反容疑で東京地検に

刑事告発する方針を表明した。弁護士有志が13日、国会内で「『桜を見る会』を追及する法律家の会」を結成。夕食会の収支が政治資金収支報告書に記載されず政治資金規正法違反になるなどの容疑で告発するとい

## 「契約主体は個々」不自然



招待・運営

懇親会

公文書管理

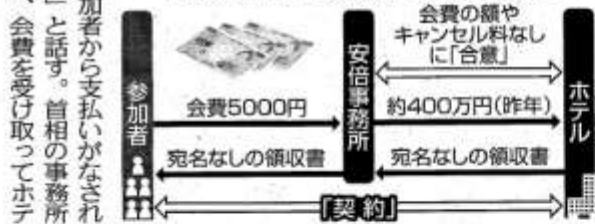
個々の参加者だったと主張。告書に、懇親会の収支が記載されていないことを正当化するためとみられる。政治団体の収支があったにもかかわらず不記載だった場合は、政治資金規正法に違反するからだ。

後援会がホテルと契約し、費用の支払いについて「集金した全ての現金を、その場でホテル側に手渡す形で、

首相は、一人五千円の会費の支払いについて「集金した」と話す。首相の事務所は、会費を受け取ってホテルに渡したただけなので、後援会に入金や出金はなかったという理屈だ。

さらに首相は「(ホテルとの)段取りを行ったはずがない事務所職員は、契約上の主体にはならない」とする。だが一方で、会場を予約したのは事務所の職員で、昨年の懇親会の準備経費は自身の選挙区支部から支出したと認めている。

### 首相が主張する懇親会の運営方法



ルに渡したただけなので、後援会に入金や出金はなかったという理屈だ。

さらに首相は「(ホテルとの)段取りを行ったはずがない事務所職員は、契約上の主体にはならない」とする。だが一方で、会場を予約したのは事務所の職員で、昨年の懇親会の準備経費は自身の選挙区支部から支出したと認めている。

これに対し野党は、ホテルと主体的に契約したのは後援会だと指摘。首相の説明通りであったとしても脱法行為に当たると批判している。(横山大輔)

## 『桜を見る会』を追及する法律家の会」結成の趣旨について

2020年2月13日

呼びかけ人・弁護士 泉澤 章

### 1 全国から湧き上がる「桜を見る会」私物化と情報隠蔽への怒り

昨年の臨時国会以来、安倍総理が主催してきた「桜を見る会」に関連して様々な問題が噴出し、国政上の重大な焦点のひとつとなっています。

特に「桜を見る会」の前夜祭として行われたホテルでの夕食会は、この間判明した事実からだけでも、安倍総理の事務所が主体となって開催された後援者向けの宴会であり、公職選挙法、政治資金規正法に抵触する疑いが極めて強いことが明らかになっています。また、本来国の行事として開催されるはずの「桜を見る会」を、自らの支援者に向けて権勢を示し、今後の政治的地位を固めるため、私的に流用した疑いも濃厚になっています。

安倍総理は、一国の総理が違法行為をしていたのではないかという疑いを払拭するため、本来であれば、自ら積極的に客観的な事実を示して、合理的な弁明をすべき義務があるはずですが、

ところがこの間の国会論戦をみると、安倍総理は合理的な弁明どころか、ホテルとの契約は後援者個人である、明細書は出せない、招待者名簿もないなどと、非合理的な弁明に終始しています。さらに政府も、「桜を見る会」の招待者名簿は、管理簿への記載もなく、事前同意手続もなしに廃棄したなどと説明し、公文書管理法違反の事実を認めながら、更なる調査やデータ復旧の試みはしないと居直るなど、ひたすら逃げ切りをはかろうとしています。

このように、「桜を見る会」を私物化し、自らに不利な証拠は隠蔽する安倍総理と政権への怒りは、全国各地で湧き上がっています。

### 2 いま、私たち法律家に求められていること

このような安倍総理による「桜を見る会」の私物化と政権の情報隠蔽に対し、政治的・道義的責任を問う声が高まっています。しかし、ことは政治的・道義的責任だけに止まるものではありません。なぜならこの問題は、前述した公職選挙法や政治資金規正法、公文書管理法等々といったわが国の法律に違反する“違法行為”を、わが国の総理大臣が行ったのではないか、ということが問われているからです。

独裁国家下ならまだしも、立憲民主主義の下で暮らしているはずの私たちは、為政者の違法行為疑惑を目の前にして、これを些細なこととして済ますわけに

はゆきません。特に私たち法律家は、日本国憲法における法の支配のもと、法律がこの国において公正・公平に適用されるべく日々業務を行い、研究をしています。そのような法律家としては、為政者の違法行為疑惑を目の前にしつつ、これをただ座して眺めていることは到底許されないので。

いまこそ、私たち法律家が率先して声をあげ、「桜を見る会」問題の真相を究明し、真に責任ある者の法的責任を追及することが求められているのです。

### 3 『桜を見る会』を追及する法律家の会」の結成とこれからへ向けて

そこで今般、私たちは、全国の法律家に呼びかけて、『桜を見る会』を追及する法律家の会」を結成することにしました。

これからは、すでに全国で「桜を見る会」問題の取り組みを進めている人たちや団体と相互に協力し合い、さらにこの問題で精力的に事実関係を追及してきた野党の対策チームにも協力を仰いで、「桜を見る会」問題の真相を徹底的に究明するとともに、刑事告発を含めた法的責任を追及する手段を慎重に検討し、早期に実現してゆこうと考えています。

本会の目的と活動が、国民各層の支持を得てさらに全国各地に広がり、わが国の立憲主義と法の支配が回復するよう、法律家として全力を尽くしてゆく所存です。

以上

## 「桜を見る会」の本質と犯罪構成要件該当性について

2020年2月13日

弁護士 小野寺 義 象

(「桜を見る会」を追及する弁護士の会・宮城)

### 第1 本件の本質—安倍首相の被選挙権—

#### 1 公職選挙法(以下「公選」)99条

「当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。」

#### 2 被選挙権喪失事由

- ①公選等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ②政治資金規正法(以下、「政資」)に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

### 第2 政治資金規正法・公選法違反の検討

#### 1 「前夜祭収支報告」問題

##### (1) 犯罪構成要件(政資25条・12条)

第25条:次の各号の一に該当する者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

1号:第12条(略)の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかった者

第12条:政治団体の会計責任者は、(略)当該政治団体に係るその年における収入、支出(略)を記載した報告書を(略)提出しなければならない。

##### (2) 問題の所在

前夜祭で「当該政治団体(安倍晋三後援会(以下「後援会」)に係るその年における収入、支出」が発生したか。

##### (3) 安倍首相の説明(「契約主体」問題発生前のもの)

後援会の方では収支は全くなかった。すべてホテルが1人5000円と設定して、ホテルが領収書を用意して、参加者から徴収した。すなわち、金のやり取りは参加者とホテル側の関係でしかなく、後援会に一切収支が発生していない。したがって、収支報告書に記載する必要はない。

##### (4) 検討

- ① 本件前夜祭はホテル主催ではなく後援会であり、会場の提供・物品役務

提供に関する契約は後援会とホテル間で成立している。

従って、ホテルへの代金支払い債務は後援会が負っており、ホテルは後援会の債務履行として代金を受け取っているはず。

- ② ホテル名義の領収書(安倍首相に有利な証拠)は1枚も発見されていない。
  - ③ 後援会員支払総額(5000円×約800名)とホテル入金額が同額でなければならないことになるが、立証されておらず、社会常識的に考えて同額になるはずがない。また、仮に同額だったとしても、上記①記載のとおり後援会の収支報告に記載しなければならない。
  - ④ ホテルは明細書等の書類を保管しており、契約当事者(後援会)から要請があれば交付すべき契約上ないし信義則上の義務を負っている。
- (5) 安倍首相の再反論の検討

#### ア 再反論

本件におけるホテルとの契約主体は後援会ではなく後援会員である。したがって、政資に違反していない。

#### イ 問題の所在

本件契約(ホテルが会場提供・物品役務提供を行い、これに対して料金を支払う内容の契約)はホテルと誰との間で締結されているのか。後援会か、前夜祭参加者か。

#### ウ 検討

i 「契約」とは、相対立する数個の意思表示の合致である。」「この合致は当事者の一人が原案を示し(申込)他の者がこれに同意する(承諾)という方法で実現するのが普通である。」(我妻栄:ダットサン第3版(新訂)205頁)。

ii では、本件において、「会場提供・物品役務提供を行い、これに対して料金を支払う」内容の「申込」と「承諾」の意思表示の合致を行った(行うことができた)者は、誰か。後援会か前夜祭参加者か。

iii 前夜祭参加者が前夜祭の「会場」・「物品役務」・「料金」「料金支払方法」等の内容をホテルと決めたことはない。

前夜祭参加者は、安倍晋三事務所の平成31年2月吉日付『「桜を見る会」のご案内』の下部に記載されていた【「あべ晋三後援会主催 前日夕食会」(会費制)○開催日時 平成31年4月12日(金)PM7:00~[予定]○開催場所 ホテルニューオータニ」の記載をみて前夜祭に参加したに過ぎず、これらの契約内容をホテルと交渉し合意したのは主催者である後援会である。

iv したがって、前夜祭参加者とホテル間に「申込」「承諾」の意思表示

の合致は存在しておらず、ホテルと契約したのは安倍晋三後援会であることは明らかである。

#### (6) 刑事事件捜査における「契約主体」確定の必要性

安倍首相の再反論が破綻していることは明かだが、安倍主張が「契約主体は前夜祭参加者である」と主張し続けるなら、政資の犯罪構成要件該当性の認定にとって、「契約主体」の確定が重要な争点になる。

この場合、捜査機関は前夜祭参加者に対して「契約主体」か否かを直接確認する必要がある。そして、「契約主体」問題は、安倍首相の主張に沿った「口裏合わせ」がなされる危険が高い。弁護士には捜査権限はない。検察・警察は真実究明のため迅速に本件の任意捜査に着手すべきである。

#### 2 前夜祭の会費5000円問題

##### (1) 犯罪構成要件（公選199条の2、同条の5）

##### (2) 問題の所在

本来の料金1万1000円と会費5000円との差額について、後援会が後援会員に「寄附」をしたといえるか。

##### (3) 安倍首相の説明

第2、1、(3)+5000円はホテルが設定した料金であり、後援会が設定したものではない。

##### (4) 検討

① 高級一流ホテルと評価されており、会費一人5000円ではホテルが実際に要した金額に満たない蓋然性が高く、これを否定する立証（前夜祭で参加者に提供された物品役務・企画等の内容の立証）もなされていない。従って、差額が発生していると解さざるを得ない。

② その差額を誰が負担したか。

後援会なら、「寄附」に該当する。

ホテルなら「贈収賄」に該当する。

③ ホテルは明細書等の書類を保管しており、契約当事者（後援会）から要請があれば交付すべき契約上ないし信義則上の義務を負っている。

#### 3 「桜を見る会」への後援会員招待問題

##### (1) 犯罪構成要件（公選199条の2、同221条）

##### (2) 問題の所在

後援会員約850名を招待して賛応したことが、公職にある者が後援会員に「寄附」をしたといえるか。また、事後買収罪等に該当しないか。

##### (3) 安倍首相の説明

当初は、自分は招待者選定に関与していない。

その後は、関与を認めつつ、招待者名簿の提出を頑なに拒否している。

#### (4) 検討

① 招待した後援会員が「各界において功績、功労のあった者」か否か。該当すれば問題ない。該当しない場合は、「寄附」、さらに、「事後買収罪」に該当すると解される（犯罪の観念的競合）。

② 該当した場合、約850名（功績・功労者を除く）に対する公選法違反という空前の事件になる可能性がある。

#### 第3 安倍首相の説明手法

1 犯罪構成要件に該当しないように「事実」を組み立てようと必死に努力している。

そして、「組み立てた事実」に反する事実（犯罪構成要件該当性を裏付ける証拠）を顕出させないように必死に努めている。

2 都合の悪い事実（証拠）は隠し続けながら、破綻した答弁を繰り返し、それに行き詰まると、さらに支離滅裂な答弁を生み出している。それと合わせて、いつまで下らない質問を続けるのだと聞き直り、必死に政権維持のための世論操作に努めている。

#### 第4 「桜を見る会」と法律家（弁護士）

1 「桜を見る会」は、安倍首相の被選挙権に関する法律問題である

2 従って、安倍首相は国民の疑惑に誠実に答える必要がある（政資2条2項参照）。しかし、対応は全く逆であり、これは法律を蔑ろにするもの。

3 法律専門家として黙認するわけにはいかない。

1月6日に、『桜を見る会』を追及する弁護士の会・宮城」を立ち上げた（2月13日に仙台弁護士会で結成総会）。

2月初めに、『桜を見る会』を追及する法律家の会」を結成した（2月13日国会内で結成集会）

4 広く市民と連帯して全国的規模の運動を作る、

5 国会議員の「総理主催『桜を見る会』追及本部」と連携する取組みを行う。

6 刑事告発・集会・署名・宣伝などを展開する。

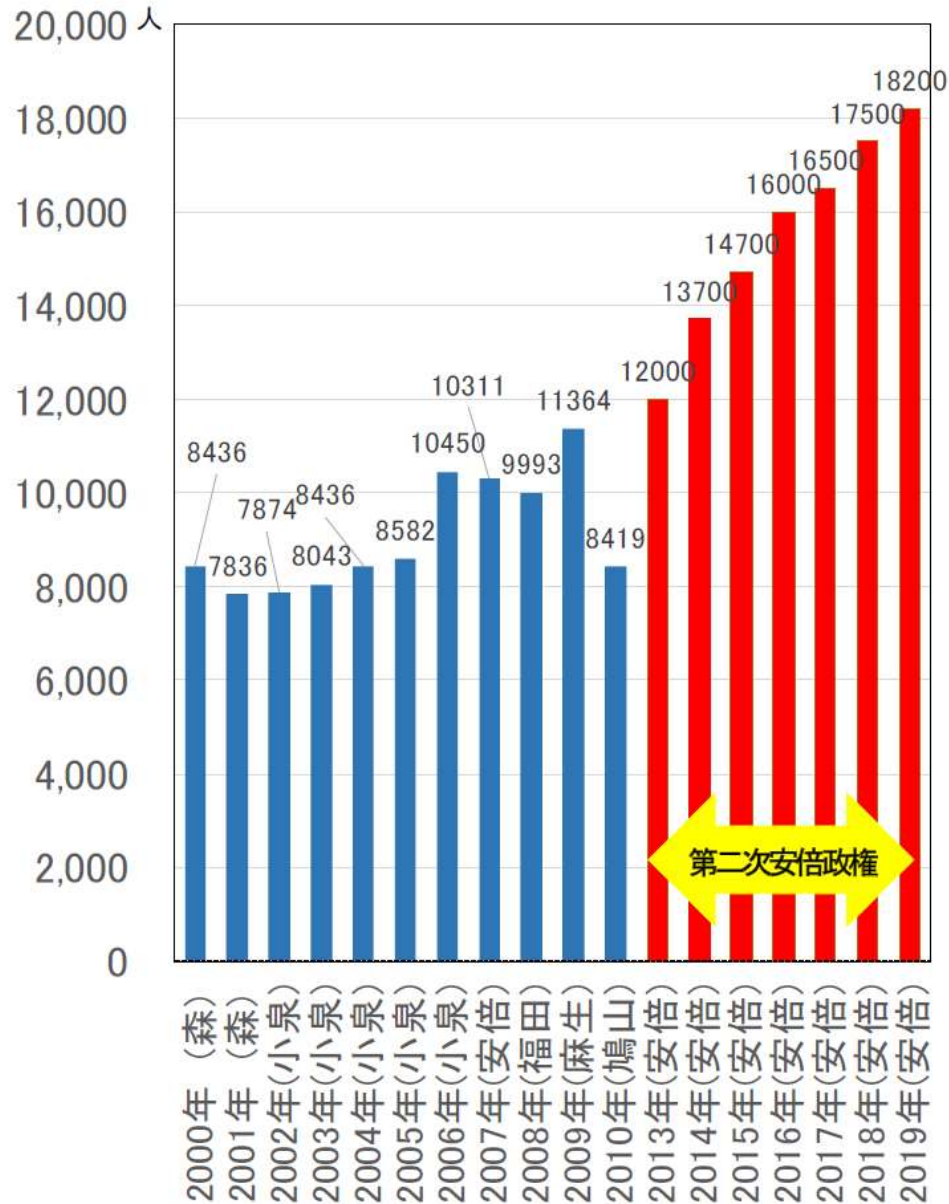
桜開花にあわせ運動は北上する

『桜を見る会』の徹底的捜査と刑事責任追及を求める署名」の開始

署名提出先：稲田伸夫検事総長と松本光弘警察庁長官

以上

# 桜を見る会への参加者数



第二次安倍政権

出所: 政府資料より山井事務所作成

パネル写し

FAX: 083-267- [redacted] あべ事務所行

パネル写し

内閣府主催 「桜を見る会」 参加申し込み

平成31年4月13日(土)

《記入についてのお願い》

※ご夫妻で参加の場合は、配偶者欄もご記入ください。

※後日郵送で内閣府より招待状が届きますので、必ず、現住所をご記入ください。

※参加される方が、ご家族(同居を含む)、知人、友人の場合は、別途用紙でお申込み下さい。(コピーしてご利用ください)

※紹介者欄は必ずご記入ください。(本人の場合は「本人」とご記入下さい。)

※前日の「夕食会」「観光」「飛行機」等につきましては、後日、あらためて参加者の方にアンケートさせていただきます。

		紹介者( )	
	参加者	配偶者	
ふりがな 氏名			
性別	男・女	男・女	
生年月日	昭/平 . . 生 (満 才)	昭/平 . . 生 (満 才)	
職業・役職 (株式会社役員、自営業)			
現住所	(〒 - )		
	※自宅住所をご記入ください。		
連絡先	(自宅)		
	(携帯)		

〔お問合せ〕 ☎083-266-[redacted] (あべ事務所)

出所: 安倍晋三事務所作成資料

各位

各位

あへ晋三事務所  
063-266-XXXXXXXXXX

安倍晋三事務所  
063-266-XXXXXXXXXX

『桜を見る会』のご案内

連絡、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、本年も下記のとおり総理主催の『桜を見る会』が開催されますので、ご案内申し上げます。  
なお、ご出席をご希望される方は、2月20日までに別紙申込書に必要事項をご記入の上、安倍事務所または、担当秘書までご連絡ください。よろしくお願ひ申し上げます。  
内閣府での取りまとめになりますので、施設後の追加申込はできませんので、ご了承ください。

1. 開催日時 平成31年4月13日(土)  
AM8:30~AM10:30

2. 開催場所 新宮御苑

3. 主催 内閣総理大臣(内閣府)

記

【あへ晋三後援主催 前日夕食会】(会費制)  
○開催日時 平成31年4月12日(金)  
PM7:00~(予定)

○開催場所 ホテルニューオータニ

『桜を見る会』について(ご連絡)

この度は、御主催『桜を見る会』へのご参加を賜わり、ありがとうございます。  
つきましては、4月12日~13日のスケジュールおよび開催概要をご確認いただき、  
ますので、別紙アンケート用紙にご記入のうえ、期日までにご返信ください。お待ちしております。  
なお、案内資料に添付しております、各コースとも入場制限がございますので、お早目のお申し込みをお願いいたします。

開催概要

○朝内観光ツアーについて  
A・B・Cの3コースを予定しております。(詳細は別添付図)

○夕食会について(予定) 詳細は別添付図が参考になる場合があります

日時 4月12日(金) 19:00

会場 ホテルニューオータニ

会費 5,000円(18歳以上一人様) ※当日、受付でお支払下さい。

主催 あへ晋三後援会

○桜を見る会について

① 会場送迎バス(ホテルや新宮御苑)※号車は、後日ご連絡いたします。  
出発時間 7:00 ※時間厳守をお願いします。

出発場所 ホテルニューオータニ

② 総理夫妻との写真撮影は、バス号車ごとに行います。

送迎バスに乗車されない方は、総理夫妻との写真撮影が困難となりますことをご了承ください。

③ 服装は平服でかまいません。

○招待状について

- ① 招待状は内閣府より、直接、ご連絡いただいた住所に送付されます。
- ② ご夫妻でお申し込みの方は、ご主人様宛てとなっております。
- ③ 18歳未満の方は、保護者宛てとなっております。
- ④ 代理のご出席、および再発行はできませんので、ご了承ください。
- ⑤ 招待状を紛失された方は、身分証の提示が必要となる場合があります。

出所: 安倍晋三事務所作成資料、傍線は山井事務所にて付記

安倍事務所ツアー案(別紙)

コース	A	B	C
4/12 (金)	7:45 宇部空港発 ANA692 9:20 羽田空港着 10:30 築地本願寺 見学 11:50 シンフォニーランチクルーズ (風食) 14:15 お台場散策(墨洲市場ほか) 15:45 ホテル着 ニューオータニ(泊)	7:45 宇部空港発 ANA692 9:20 羽田空港着 10:30 目黒雅叙園 百段階段 (見学・バイキング風食) 13:20 浅草寺・仲見世通り 散策 15:45 ホテル着 ニューオータニ(泊)	7:40 宇部空港発 JAL290 9:15 羽田空港着 11:00 カップヌードルミュージアム横浜 見学 12:30 山下公園・横浜中華街 (散策・自由風食) 15:45 ホテル着 ニューオータニ(泊)
4/13 (土)	12:40 ホテル 発 13:30 羽田空港 着 (自由行動・風食) 15:15 羽田空港 発 ANA697 16:55 宇部空港 着	12:40 ホテル 発 13:30 羽田空港 着 (自由行動・風食) 15:15 羽田空港 発 ANA697 16:55 宇部空港 着	14:00 ホテル 発 (自由行動・風食) 15:00 羽田空港 着 (自由行動) 16:40 羽田空港 発 JAL295 18:20 宇部空港 着

19:00~ あへ晋三後援会 夕食会  
会場: ホテルニューオータニ(会場未定)

7:00~ ホテルニューオータニ 発 ※随時出発  
7:30~10:30 桜を見る会(新宮御苑) ※総理夫妻と記念撮影  
11:10 ホテルニューオータニ 着(12:00チェックアウト)

# 消費生活情報

暮らしの中に役立つ情報

現在位置: [TOP](#) [消費生活情報](#) [法律基礎知識](#) [契約の基礎知識](#)

## 契約の基礎知識

### 契約とは

契約とは、「当事者間の合意（約束）であって、当事者間に法律関係（権利義務の関係）を生じさせるもの」を言います。この合意は、法の保護を受けるのにふさわしい内容のものでなければなりません。

適正に結ばれた契約は守らなければなりませんし、契約通り実現するように強制できる約束なのです。

どのような内容の約束がされるかは当事者間の意思に委ねられており、これを「契約自由の原則」と言います。

「契約自由の原則」には、次の4つがあります。

- [1] 契約締結の自由
- [2] 相手方選択の自由
- [3] 契約方式の自由
- [4] 契約内容決定の自由

### 契約の成立

当事者の一方から先になされる意思表示を「申込み」、これを受けて他方から後でなされる意思表示を「承諾」と言います。通常は、この「申込み」と「承諾」との合致によって契約は成立します。

契約は口約束だけでも成立します。契約書は、当事者双方の意思の合致を明確にするために、また、後で発生するトラブルを防ぐために交わすものです。

# 「桜」参加者「ホテルと契約認識ない」

## 地元・下関 首相答弁に疑問の声

「桜を見る会」前日に行われた安倍晋三首相後援会主催の夕食会で、会場のホテルと最大約800人の参加者が「契約主体」とする首相答弁をめくり、地元・山口県下関市から参加した複数

の政治資金収支報告書に記載しなかったことについて、「契約主体はあくまで参加者個人で、主催者である後援会の収入支出は一切ない」と主張することで改めて違法性を否定した。

朝日新聞は5、6の両日、首相の地元・下関市で実際に夕食会に参加した有権者計10人に取材。回答を得た9人中、7人は「ホテルと契約した」という明確な認識がなかったとした。

「主催が後援会なので後援会に払ったという認識」（17年参加の女性）、「バスの中で秘書から参加の呼びかけがあった。（当時）ホテルと契約したという認識はなかったが……」（19年参加の男性）との声もあった。

「桜を見る会」前日に行われた安倍晋三首相後援会主催の夕食会で、会場のホテルと最大約800人の参加者が「契約主体」とする首相答弁をめくり、地元・山口県下関市から参加した複数

の政治資金収支報告書に記載しなかったことについて、「契約主体はあくまで参加者個人で、主催者である後援会の収入支出は一切ない」と主張することで改めて違法性を否定した。

朝日新聞は5、6の両日、首相の地元・下関市で実際に夕食会に参加した有権者計10人に取材。回答を得た9人中、7人は「ホテルと契約した」という明確な認識がなかったとした。

「主催が後援会なので後援会に払ったという認識」（17年参加の女性）、「バスの中で秘書から参加の呼びかけがあった。（当時）ホテルと契約したという認識はなかったが……」（19年参加の男性）との声もあった。

# 収支報告書

平成30年分  
開催分

(おりがな) あべしんぞうこうえんかい

1 政治団体の名称 安倍晋三後援会

2 主たる事務所の所在地

(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- 政党
- 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体の支部
- 党本部
- その他他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
  - 無
- 公職の種類 (現職・候補者の別) \_\_\_\_\_ (名)
- 資金管理団体の雇出した者の氏名 \_\_\_\_\_ (名)

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体の公職の候補者 (姓) \_\_\_\_\_ (名)
- 公職の候補者 (姓) 安倍 晋三
- 公職の種類 参議院議員 (現職)
- 公職の候補者 (姓) \_\_\_\_\_ (名)
- 公職の氏名 (2人目) \_\_\_\_\_ (名)
- 公職の種類 \_\_\_\_\_ (名)
- 公職の候補者 (姓) \_\_\_\_\_ (名)
- 公職の氏名 (3人目) \_\_\_\_\_ (名)
- 公職の種類 \_\_\_\_\_ (名)
- 公職の候補者 (姓) \_\_\_\_\_ (名)

資金管理団体の指定の期間

- から \_\_\_\_\_
  - まで \_\_\_\_\_
- (※複数の期間がある場合は2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

- から \_\_\_\_\_
  - まで \_\_\_\_\_
- (※複数の期間がある場合は2つめ以降の期間)



(その3)

行番号	事業の種類	金額	備考
1	平成30年安倍晋三新春の集い	7,440,000	
2	平成31年安倍晋三新春の集い	10,965,000	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
	合計	18,405,000	

# 政治資金規正法（抄）

パネル写し

（基本理念）

第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その**収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、**(略) 適切に運用されなければならない。

2 (略)

第四条 この法律において「**収入**」とは、**金銭、物品その他の財産上の利益の收受**(略)をいう。  
(略)

5 この法律において「**支出**」とは、**金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付**(略)をいう。

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者(略)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 **すべての収入**及びこれに関する次に掲げる事項(以下、イ～チ略)

リ その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

二 **すべての支出**(略)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。(略))並びにその支出の目的、金額及び年月日

※ 会計帳簿の不記載、虚偽記載は三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金かつ公職選挙法上の公民権停止

出所：山井事務所にて作成。赤字、※は山井事務所にて付記

○榎橋委員長 これにて藤野君の質疑は終了いたしました。

次に、宮本徹君。

○宮本委員 日本共産党の宮本徹です。

十分しかないので、ちゃんと、端的にお答えいただけますかと思っております。

校を見る会について、引き続き質問させていただきます。

先週の質疑で、安倍総理からこういう回答がありました。事務所の担当者によれば、回数を重ねる中で、推薦すれば招待されるだろうとの安易な臆測のもと、作業を進めてしまつたとのこと。やはり、この答弁を聞く限り、安倍事務所に参加を申し込んだ地元山口の皆さんはみんな招待されてきたというところだと思うんですね。

それで、質問通告しております。地元からの参加の方で、内閣府、内閣官房から断られた方がいるのか、事務所スタッフの記憶を確認してください。

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考にご提供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しております。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られるようお願いいたします。

○宮本委員 内閣府、内閣官房が招待しなかった場合、安倍さんの事務所から推薦して招待しなかった場合というのは、連絡は当然安倍事務所の方に行くんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 今お答えをしたとおりでございます。内閣官房が確認した結果、私の事務所から推薦を行ったもので招待されなかった例もあつたものと承知しております。

他方、事務所に確認をしたところ、招待者名簿をいただいているわけではないので、具体的な人数やどのような人が招待されなかったかについては明らかではないということでございます。また、私の事務所から、招待されなかった推薦者に個別に連絡をとったりはしていないということ

○宮本委員 私が聞いているのは、内閣府、内閣官房が、安倍事務所から来たものをお断りしなすというふうになったら、当然、安倍事務所に連絡するんですよ。

○安倍内閣総理大臣 今お答えをしたつもりでございますが、内閣官房が確認した結果、私の事務所から推薦を行ったもので招待されなかった例もあつたというところは承知をしているわけでございます。他方、事務所に確認をしたところ、招待者名簿をいただいているわけではありませぬので、具体的な人数やどのような人が招待されなかったかについては明らかではないということでございます。ここで、お答えをしておりますので、ご安心ください。私の事務所から、招待されなかった推薦者に個別に連絡をとったりはしていないということでございます。

○宮本委員 私の聞いていないことに答えていないんですね。

内閣府、内閣官房は、安倍事務所から推薦があつたものについて断つた例がある。そうしたら、当然、安倍事務所に伝えるはずじゃないですか。その連絡は安倍事務所にはあつたんですか、なかったんですかというのを聞いていますよ。

委員長、ちゃんと答えさせてください。

○安倍内閣総理大臣 それは、当然そうなるというふうにはなくて、今申し上げておりますように、事務所を確認をしたところ、招待者名簿をいただいているわけではないので、具体的な人数やどの

事務の効率化の観点から、飼養管理基準が重要な観点となりまして、具体的な基準は環境省令で定められますが、現在行われている環境省の検討会では、法改正の趣旨を踏まえているとは言いがたい議論が行われております。

立法者の意思を尊重していただき、より明確な数値基準にすべきと考えますが、総理の見解を求めます。

先日の代表質問で、総理から、ゾーラーシニアリングについて、全国各地に展開すべく、しっかりと後押しするとの前向きな答弁がありました。ゾーラーシニアリングに対する最大の支援策は補助金です。

農業再生と再生可能エネルギー普及という、我が国が最も力を入れて取り組むべき課題と言つてもいい二つの課題を一挙に解決できる政策がゾーラーシニアリングであり、新たに補助金を創設すべきと考えますが、総理の見解を求めます。

以上、地方税法、地方交付税法等に關連する諸政策の提案を含めて、総理の見解を伺いました。我々はこのからも厳しい行政監視と有意義な政策提言をともに進めていくことをお約束して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 高井議員にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査体制や危機管理対策等についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の検査について、

これまで湖北省への渡航歴がある等の要件に該当する方のみ限定した運用が現場で行われてきたが、今般、そうした要件に限定されることなく、各自自治体の判断で、一定の症状のある方が検査の対象となることを明確化したところであります。

また、危機管理体制については、政府において、現在、私を本部長として、全閣僚をメンバーとする対策本部を設置し、同本部のもと、政府一丸となって国民の命と健康を守るため対応に当たつていくところであります。

もとより、政府の危機管理体制については、これまで不断の見直しを行つてきたところであり、今般、今般の事態対応についても、今般、しっかりと確認を行い、危機管理能力を一層高めたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症と連法改正についてお尋ねがありました。

政府としては、現在、私を本部長とする対策本部のもと、現行の法令を駆使して、水際対策の徹底を図りつつ、感染拡大を防止すべく国内のサーベイランス強化などに全力で取り組んでいくところでございます。

引き続き、情勢の変化を踏まえながら、国民の命と健康を守るため、先手先手の対応を進めてまいります。

なお、憲法改正に關してあえて申し上げれば、憲法審査会の場において各党がそれぞれの案を持ち寄つて活発な議論が行われることを期待しております。

校を見る会前日の夕食会における契約関係についてお尋ねがありました。

御指摘の夕食会については、私は妻とともにゲストとして参加し、挨拶を行ったほか、参加者との写真撮影に際したのみであることから、会費の支払いが行つておりません。本件については、ホテル側が施設利用と飲食のサービスを提供し、それに対して個々の参加者が会費五千円を支払うという契約が存在したものと認識しております。私と妻は何ら契約について意思表示をしておらず、夕食会場に足を踏み入れただけであり、会費を支払う義務が発生するとは言えないものと考えています。

また、キャンセル等のリスク負担に關しては、私の事務所によれば、事前のアンケート調査により、夕食会へのおおむねの出席者が判明していたことから、ホテル側の規約にかかわらず、あくまでホテル側の了解のもと、キャンセル等に關しての取決めは特段に行わなかつたこととあり、安倍事務所とホテル側の合意がホテル側の規約に優先したものと認識しております。

なお、本夕食会については、そもそも、きつかり八百人が出席することを前提にしておらず、あくまでも八百人規模であることを前提にホテル側が五千円の会費を設定したものです。このため、ホテル側が事前に参加者を把握していなかつた場合でも、参加者が夕食会の趣旨を理解して五千円の会費を支払い、これをホテル側が受領した時点で、ホテル側と個々の参加者の間で契約が成立したものと認識しております。

北村大臣の任命責任についてお尋ねがありました。

○大塚政府参考人 お答えをいたします。  
 御指摘の番号、これは招待状の発送を効率的に行うために便宜的に付与しているものでございまして、その会の終了をもって目的を終え、また、招待者名簿についても廃棄しているため、個別の番号の意味については定かではないというところでございます。繰り返して恐縮でございます。

○今井委員 こんな答弁を繰り返しているようですが、そもそもこの問題が終わることではできません。もう一つ、資料の四ページ目に、招待区分の後、に整理番号の四桁があつて、これは封入の業者にこの四桁の整理番号ですということを説明している文章ですが、この整理番号というのは当然通し番号でしょうか、この招待区分の下に何人くついでいるかというの、この整理番号を見ればわかりますよね。

○大塚政府参考人 お答えをいたします。  
 こちらの番号につきましても、その性格としては、先ほど申し上げていますとおり、招待状の発送をあくまでも効率的に行うために便宜的に付与しているものでございまして、会の終了をもって使用目的を終えるというところでございます。

○今井委員 実務を行うための整理番号がどういうふうに使ったかわからない。あり得ないですね。一つだけ教えてください。これは通し番号です。

か。一番から順番についている番号ですか。  
 ○大塚政府参考人 お答えをいたします。  
 繰り返して恐縮でございますが、その個別の番号の意味については定かではないというところでございます。

○今井委員 壊れたレコードのようですね、本日ももう、幾ら聞いてもそう答えるんでしょうけれども、こんな答弁すればするほど隠蔽しているなということが印象づけられるだけですから、ちゃんと説明した方が皆さんのためだと思いますよ。本日に、ちよつとあきれ物が言えませんか。

もう時間ありませんので、一つちよつと指摘をしておきたいことがあります。先ほど黒岩さんのお話で、久兵衛の話が出ましたけれども、私も実はホテルに何回か邪魔をしておりますが、おすしを添えないでも五千円でやるのはほぼ難しいです。ほぼ不可能に近いです。それはちゃんとして確認してきました。なので、すしが出ていくか出てこないかというそういう議論はあるかもしれませんが、仮にそれがなくても、金額は不自然です。そのことはまず指摘をしておきたいということ。

それから、領収書の件なんですけれども、領収書、実は、世の中に出回っている、ちよつと本物かどうかかわからないようなものがあるんですが、それは、金額は手書きだし、宛名が入っていません。これはホテルに確認してきまされたけれども、金額は手で手書きをすることはありません。それから宛名のないものを出すようなことはありません。今、

世の中に出回っているものは恐らくにせものである可能性が非常に高いということです。私は現物を見ていません、写真しか見ていないんですけども。

ですから、先ほどの黒岩さんの話じやありませんが、ちゃんとした、名前も入って、金額も、タイプ打ちした、五千円と入ったものを、領収書をせひ出していただきたいということを、私の方からもお願いしておきたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 今井委員がホテルにどのような確認をされたかわかりませんが、ホテル側は、マスク関係者に対して、一人五千円でやることもあり得る、そう答えていると承知をしております。

お客さん、相手によって違いますから。何回も使った信用できる方と一見の方では、徹底にございまして当然違うのは、役所仕事ではないわけではございません。そういうことなんだろう、このように思うわけでございます。

私の事務所に確認したところ、領収書はホテル側が発行したものであり、事前にホテル側に準備をいただいたと報告を受けておりますが、なお、金額、摘要等はホテル側があらかじめ手書きし、そして宛名は空欄であったというところでございます。

○今井委員 あと、済みません。明細書の件です。これもお問い合わせしたんですけれども、出せない理由は私は聞いてきましたので、それは一定の理解をしていますが、これは国会議員の中だけでどめておれば十分たえ得る話でございますので、

次の年は、もう一年については、さまざまな人的関係がありましたので、ただ、次の年、直接というのではなくて、一年はあけてその次の年からということになったのでございまして、それは経営判断であつたということではございまして、一回、宿泊者なしでやつたのでありますが、その後、宿泊者つきで数回、会場を使わせていただいているということになってはいるわけでありまして、繰り返すようになりますが、それはその時々、経営判断であつた、こう思うわけではございません。

○今井委員 ということは、その年は、ホテルは赤字で受注した可能性があるということですか。  
 ○安倍内閣総理大臣 赤字ということは普通はないんだけれう、こう思います。

これは、それぞれホテルの経営判断で、八百人分において、中身をどれぐらいにするかというところで、中身が全然違うわけでありまして、しつこいようでありまして、久兵衛のすしを出せばそれはもちろん全く合わないの、ございまして、そうではなくて、それは、出す中身によるでしょう、また宴会場の場所にもよるんだけれう、こう思うわけではございまして、それはまさに経営判断だろう、こう思うわけではございまして、また、ニューオータニにおいても、御党というか、野党の方においても、朝食会等で非常に準備をやっておられる方もおられるわけではございますから、それは経営判断なんだろう、このように思います。

○今井委員 朝食会のお酒とか出ませんから、準備なのは当たり前です。  
 それで、ちよつともう一回お伺いしますね。

一月二十七日の私の質疑で、総理はよっぽど久兵衛が好きみたいですねども、すしがなくても五千円で済まない、ニューオータニに私行つて、数名で行つて、私は直接聞いたので、ニューオータニから直接聞きまして、五千円ではちよつとできませんということでしたから、それをお伺いしたんですよ。

そうしたら、総理は何とおつしやつたかという、お客さん、相手によって違いますから、何回も使った信用できる方と一見の方では、徹底に当然違う、これは一見の方は僕のことを言っているのかなというふうにも思いますが聞いていましたけれども。

要は、これはどちらのホテルも安倍総理だから五千円にしたと。どちらでやつても五千円ということ、安倍事務所から五千円でやつてくれという値段交渉をしたということですよ。

○安倍内閣総理大臣 それは経営判断であつて、相手は今井さんという評価するかどうか、あるいは私をどう評価するかという評価なんだろう、こう思うわけではございまして、これは別に、どちらが立派だとかそういうことではなくて、ホテル側の評価としてそうなんだろう、こう思うわけではございまして、ホテル担当者が、五千円でやることもあり得る、こう述べていたと私は承知をしております。すし、事実、私の事務所において、先方からそういう提示がなされた中において、先ほど申し上げましたような形で行つたということではございまして、

先ほど、ちなみに私の地元でやっている新年互礼会との比較で話をさせていただきましたが、調べてみましたが、私の新年互礼会においては、少しでもありますが、利益が出ておりましたから、当然これは収支報告書に、これは……（発言する者あり）関係ないという辻元さんの声がありました。収支が出たら、これは載せなければいけないんですよ。それは明確に……（発言する者あり）○棚橋委員長 御前席に、恐縮ですが、お願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 それが基本的に明確なことでありまして、収支がとんとんであれば、ゼロであれば、これは載せる必要はないし、かつ、その場で、いわばホテル側から領収書が出されて個人に渡され、そして、料金をその場でホテル側に払っているわけではございますから、形としては、三、四十人で焼き肉屋に行つて、予約を、例えば事務所が世話役として世話したとしても、それは一々……（今井委員 「それは関係ない話です。そんなこと聞いてない」と呼ぶ）いや、関係なくつて、それはかわかる話であります。一々これは政治資金収支報告書に報告をする必要はない。

これは、八百人とか言っているんですが、これは形、性質の問題でありまして、量ではないということではございまして。

○今井委員 それは、要は、安倍方式を使えば、千人、二千人のパーティーでも政治資金収支報告書に載せなくていい方法があるという指摘をされたということだと思つておられますけれども、僕の質問に答えていただいていないんですが、

この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

○後述記録を調査して配置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

○今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○橋本委員長 この際、川内博史君から関連質疑の申出があります。黒岩君の持ち時間の範囲内でこれを許します。川内博史君。

○川内委員 総理、よろしくお願います。けさの新聞の一面のトップに大変びっくりする写真が出ておりまして、桜を見る会に関連する写真なんですけれども、悪質なマルチ商法だとして二〇一七年に消費者庁から業務停止命令を受けた暗号資産販売会社48ホールディングスの役員が桜を見る会に出席した際の写真が、組織的に会員勧誘に使われていた。前日に安倍晋三首相の後援会が東京都内で開いた前夜祭で、安倍首相御夫妻と写った写真も会員間に出回っており、会員は、写真を見せると、すごいねとなり、信用してくれたと話しているというリードがついているんですけれども。

この48ホールディングスという会社、二〇一七年に業務停止命令を受けたということなんですけれども、この具体的内容、業務停止命令の概要

その閉門の花火に、花火に誰も招待していませんから、招待なんかしていない、このように思います。それと、当該の新聞によれば、本人が、当該人物が、写真撮影をした断片的な記憶はあるが、知り合いという認識はない旨回答されている。このように承知をしているところと、ごいいます。いわば、全然、知り合いでも何でもありません。これは、はっきりと申し上げておきたいと思えます。

○川内委員 総理、いろいろと御説明をお聞きすると、ああ、そうなのかと思う部分もあります。

他方で、この桜を見る会について、総理から、長年慣行として行われてきた中で、たくさんの方を、人数がふえてしまった、そこは反省点だという御発言もあるわけですが、人数がふえただけでは、こういう形でさまざまな報道が出るわけですけれども、ジャパンライフもそうですけれども、この48ホールディングスもそうだけれども、消費者に大変な迷惑をかけている会社であると。そういう方たちが総理の名前を使ってビジネスをしようとするというように、写真を撮らされたということ、それは、総理に責任がある、なれたいということ、私は申し上げるのではなくて、そういう人たちも、もしかしたら、桜を見る会に招かざる人たちがいたかもしれない、そういう人たちを呼んでしまったかもしれない、人数がふえただけが反省点ではなく、そういう人たちもいたかもしれない、私を、私は総理として反省されるべきではないかというふうに思うんですけれども、総理、御所見いかがですか。

について、消費者担当大臣から簡単に御説明をください。

○橋本國務大臣 二〇一七年に消費者庁が行った48ホールディングスに対する業務停止命令につきましては、十月の二十七日に、クロイバコインと称する電子的な情報の提供と管理の役務を提供する悪質な暗号資産業者である48ホールディングスに対して、氏名等不明示、それから不実告知、それから概要書面不交付を行っていたと認定し、特商法、特定商取引法に基づいて、平成二十九年二月二十八日から平成三十年一月二十七日までの三カ月間、連鎖販売取引に係る取引の一部を停止するよう命じました。行政処分を行ったところでございます。

○川内委員 二〇一七年の十月に特定商取引法違反で業務停止命令の処分を三カ月科したということと、この48ホールディングスの会長さん、淡路会長さんとおっしゃるそうなんです、この新聞に総理御夫妻と写真を撮っていらつしやいます。この淡路会長さんと総理、お知り合いでいらつしやいますか。

○安倍内閣総理大臣 私、その新聞、東京新聞でしか、通常読んでいないものですが、おたくの副委員長が花丸に指定しておられるということに承知しておりますが、私は全く、その人物、御存じございません。通告ございましたから調べてみますが、存じ上げません。

写真を撮るという、政治家ですから、これは物すごく、歩いているときに撮ってくれと言われれば撮りますから、ですから、全く私は存じ上げな

○安倍内閣総理大臣 ジャパンライフについては既に答弁させていただいているんですが、その人物については、桜を見る会に出席をしたとその当該人物が主張しておられるんですか。

○川内委員 予算委員会は私に質問される場ではないので私が答えることはないんですが、招待状が届いているということは間違いないですね。招待状が届いている。

要するに、内閣として招待を、招待状を出しているということは間違いない事実なんです、安倍総理大臣の名前で、したがって、そういう、本来は招かざる人々を招いてしまったのではないのか、その結果として人数がふえてしまっているのではないかと、このことについて、総理として反省する部分があるんじゃないでしょうかということとを申し上げておきます。

○安倍内閣総理大臣 当該人物については、ジャパンライフと違って、いわば招待状、その紹介をしている、写真等ということではないんだらうと私は承知をしております。

質問通告をいただいた、新聞記事等確かめてい

るんですが、ですから、ちよと、それは違うんだらう、こう思う、当該人物については写真を撮っただけなんだらう、こう思っているわけですが、いずれにせよ、桜を見る会の個々の招待者やその推薦元については、これも同じ答えになって大変恐縮なんです、個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含めて、従来から回答を差し控えていただいているところと、ごいいます。

いというところでございいます。

○川内委員 いや、総理、総理がおっしゃるように、私も、知らない人とも、写真を撮ってくれと言われれば撮ります。しかし、この写真は、安倍晋三後援会が主催をされる桜を見る会前夜祭で、後援会の会員の皆さんを対象に、クロイズな場で、たくさんの方はいらつしやるけれども、クロイズな場で開かれた会であるということ、安倍総理がこの淡路会長とは御面識はないこととなんですが、実は、奥様の、昭恵奥様のフェイスブックに、下関の花火大会に招待しました、一緒に花火を見ましたということ、同じ人物が写っているの、ごいいます。

したがって、昭恵夫人の、のではないかと、断定はしません、写真ですから、のではないかと、ですから、昭恵奥様に淡路さんとお知り合いなんですかと聞いてみたんですけど、そういうことを通告してございいますが、いかがだったでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 通告いただきましたので、確認をいたしました。全く存じ上げないということ、ごいいます。

また、前夜祭ということをおっしゃったんですが、それがどうかは定かではありません。その写真を見てみて、それはどこで撮られたのかはわからない写真だということしか、膨大な数の写真を撮っておりまして、そうとしか申し上げることができないわけ、ごいいます、ほかの写真も、いわば招待したという事実については、それは全然その事実と違うのではないかと、こう思うわけ、ごいいます。

一方、一般論として申し上げれば、桜を見る会が企業や個人の違法、不当な活動に利用されることは決して容認できるものではないということ、ごいいます。

○川内委員 絶対に私たちの言うことを認めない総理ですから、これ以上申し上げても詮なきこと、私も、けれども、そういう世の中にさまざまな報道があるということ、今も、多分私の同僚議員が、実際に大変な被害を受けた皆さんがいらつしやるというのは事実ですから、そういう方たちと、総理や総理周辺と、奥様を含めて、どういふかわかりがあったのか、なかつたのか、ということについては、これは大変重要な予算委員会の場ではありますけれども、政治や行政がやや私をされてしまったのではないかと、長い、まあ、総理は大変な権力者ですから、そういう中で、そういう反省すべきことがあったのかな、あったのか、ということについては、引き続き聞かせていただこうというふうに申し上げておきたいというふうに思っています。

それが、新型コロナについて伺わせていただきましたが、二月十日に報道された、クルーズ船、ききょうも、二十九名、検疫官の方まで感染を起しているという大変ショッキングな報道ですけれども、クルーズ船に新たな感染者、二月十日の感染者六十六名ですね。その後、訂正されて、訂正されてという、厚労省からは六十五名という発表だったんです。

# マルチ商法勧誘に 首相夫妻との桜写真



48社の上位会員から下位会員へと送られ、クロバーコインの販売拡大に使われた淡路氏（後列左）と安倍首相夫妻（前列）の写真。2016年4月の「前夜祭」で撮影された一部画像処理

## 業務停止命令の会社

# 「効果絶大」と会員に拡散

「購入すれば一カ月半後には十倍に値上がりする」などとして会員数を伸ばし、一七年七月時点で会員は約三万五千人だった。

本紙の取材に応じた東海地方の女性会員によると、一六年に上位会員が開いたセミナーで、48社役員（当時）の中田義弘氏が同年四月の「桜を見る会」で菅義偉官房長官と撮影した写真や、その前日に都内のホテルで行われた「前夜祭」で淡路明人同社社長（同）と安倍夫妻が写ったものなど、複数の写真を見せられたという。

女性会員は「政界にも人脈が広がってすごい人だ」と思った。上位会員から下位会員に写真をもらい、自分が勧誘する際にも使った。写真を見せると、相手の態度が全然変わったと語った。写真は上位会員から下位会員に拡散されていき、「勧誘効果は絶大だった」（別の会員）という。

本紙は安倍首相と菅官房長官の事務所、48社との関係などを質問。菅事務所は「質問の人物とは面識はなく、ご指摘の会社についても一切を承知していません」と回答。安倍事務所は十一日までに回答はなかった。淡路氏は弁護士を通じて「安倍首相夫妻と写真撮影した断片的な記憶はあるが、知り合いという認識はない」などと回答した。

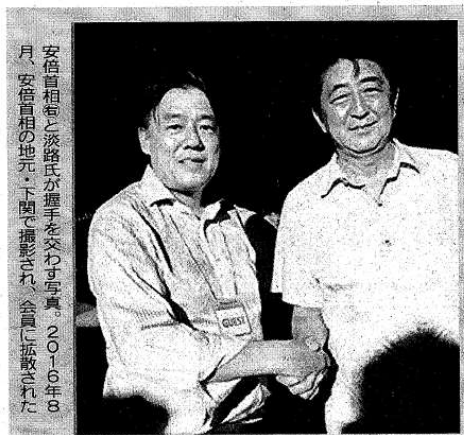
消費者庁によると、48社は、一六年九月からの十カ月間で約百九十二億円を売り上げたが、消費生活センターへの相談や苦情は一七年十月までに計三百六十七件に上った。同行は同月、販売手法が特定商取引法違反（不実告知など）に当たるとして、業務停止命令を出した。会員からは返金要求が相次いでいるが滞っているため、現在、各地で損害賠償請求訴訟が争われている。

悪質なマルチ商法として二〇一七年に消費者庁から業務停止命令を受けた暗号資産（仮想通貨）販売会社「48（よつば）ホールディングス」（札幌市中央区）の役員が、「桜を見る会」に出席した際の写真が、組織的に会員勧誘に使われていたことが、関係者の話で分かった。前日に安倍首相夫妻と写った写真も会員間に出回っており、会員は「写真を見せると『すごいね』となり、信用してくれた」と話している。（石井紀代美）

「点検 桜を見る会」②「信用増した」③「面」

48社は、一五年十月、売を開始。購入した会員が新しい仮想通貨とする。新規会員を勧誘すると報酬「クロバーコイン」の販 が出るマルチ商法だった。

## 桜写真でマルチ商法勧誘疑い



安倍首相と淡路氏が握手を交わす写真。2016年8月、安倍首相の地元・下関で撮影され、会員に拡散された

「これ、いる？ あげよ、うか？」

48社の会員だった東海地方に住む女性は二〇一六年の初夏、男性の上位会員から複数枚の写真を示された。安倍夫妻と淡路明人同社社長（当時）が同年四月の「前夜祭」で写った写真や、その翌日の「桜を見る会」で菅氏と中田義弘同社取締役（同）がツーショットで写っている写真だった。

女性はこの写真に見覚えがあった。48社が発行する仮想通貨「クロバーコイン」が、いかに将来性のある商品か説明するセミナーに何度か出席した際、講師役の会員が「みなさん、これ、誰だか分かりますよね」と言って大型スクリーンに映し出したのと同じ写真だった。

首相や菅氏らと親しい、力を持っている人たちがやっているビジネスなのか、48社のビジネスモデルは、同社自体が認めている通り、

女性はこの写真を見せたら「へー、すごいね」とみんな信用してくれる。それはどうですか。普通の人はできませんから。その意味で写真があったら便利だから、

女性「首相と淡路氏らの写真を見せたら『へー、すごいね』ってみんな信用してくれる。それはどうですか。普通の人はできませんから。その意味で写真があったら便利だから、

女性「首相と淡路氏らの写真を見せたら『へー、すごいね』ってみんな信用してくれる。それはどうですか。普通の人はできませんから。その意味で写真があったら便利だから、

## スマホで送り合い「会員みんな使っていた」

下位会員へ順番に送られていった。ほぼ全員が使っていたはず」と断言する。

こうして48社会員の間で流布した写真は多い。

淡路氏とバイナリ銘柄のシャツを着た安倍首相が夜の屋外でがっちり握手している写真は、首相の地元・山口県下関市で撮影されたもの。毎年夏恒例の「関門海峡花火大会」があった同年八月十三日、首相の妻の昭恵氏が運営に関与する宿泊施設「ウスハウス」のオープン記念パーティーの一場面とみられる。

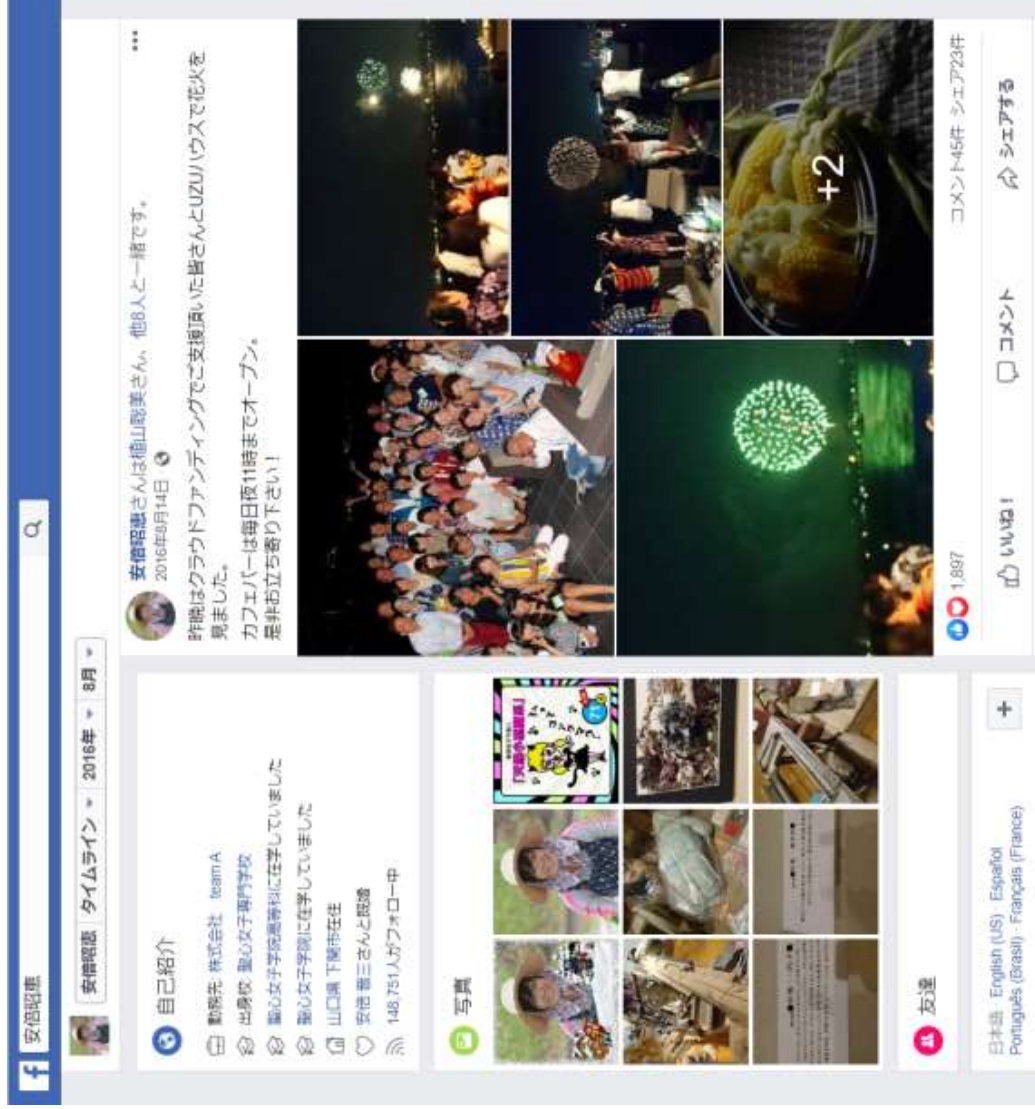
クロバーコインに約二百万円を投じたという六十代の別の女性会員は「上位会員がこれからは仮想通貨の時代。安倍さんもお金の勉強をしないといけないから、地元で招待されたんだよ」と。すごい人たちだなと思いました」と振り返る。「中田氏は冗舌で、話がうまかった。ちょうど仮想通貨が高騰した時期でもあった。そこに写真が重なって、信用が増した」

「こちら特報部」が確認したところ、昭恵氏と淡路氏が別のパーティーで親しげに写ったツーショット写真もあった。

# 関係誇示「信用増した」

「桜を見る会」やその「前夜祭」に出席した際に、安倍首相や菅義偉官房長官と親しげに撮った写真。仮想通貨マルチ商法会社「48（よつば）ホールディングス」では、こうした同社役員と政権中枢との近さを示す写真が会員間に出回

り、新規会員の獲得に絶大な効果を発揮したという。開業から二年弱で消費者庁から業務停止命令を受けるほど怪しげな企業トップの接近と宣伝利用を、首相らはなぜ許していたのだろうか。（石井紀代美）



【安倍昭恵氏フェイスブックより】



※赤丸印は山井事務所にて付記

【安倍昭恵氏フェイスブックより】



する法律行為。売買・交換・贈与・賃貸・雇田・請負・委任・委託など  
 単行為 一合四行為

#### 【聖書・二】

聖書に関して神と人間との間で交わされた約束。モーセを仲介者としての十字架上の犠牲を通じてなされたものを新約という。

新約(契約)という聖書は、今日法律の分野で用いられるものと区別し、聖書の世界にさかのぼる古い宗教的概念である。聖書は旧約と新約と2つの「約」というのは契約の「約」であって、それが示すように聖書的聖書の概念となっている。旧約聖書において契約(ベリース)という語は285回出てイスラエル宗教の聖書を形づくっている。ヘブライ語の「ベリース」はアッカド語のbarû(縛る)の名称biritu(束縛)と関係があると推測され、一定の約束のもとに個人または集団が相互に拘束関係に入ることを意味する。

この一致(合意)によって成立する行為である。法律的には後述のよう

61)において「身分から契約へ」という社会進化の図式を提示し、父権制の過程をえがいた。このメーソンの書物のドイツ語版(1880)に影響を受け、シニャフトとゲゼルンシャフト(1887)において、法律的行为としての「合理的な社会関係の表現でもあることを説いた。

成立する法律行為。債権の発生を目的とするものほか、身分上の合意・混合契約、有償契約・無償契約、諾成契約・要物契約等に区分し、意思表示によって成立する法律行為を意味することもある。

「フリーをたがへず、まゐりたりこそ神妙なれ/平家2」

人間との間に交わされた取り決め。シナイ山でモーセを介して交わされたとして選びとり、律法を与えた。これ以降イスラエルの民は、律法とこれに対してキリスト教は、神への信仰によってこそ罪の赦しと救いを得る。イエスによってもたらされたのみなしている。

### 3 収入・支出項目の分類基準表

#### (収入)

項目	内	容
1 党費又は会費	個人が負担する党費又は会費の合計金額及び納入した者の実人員（当該団体の規約等の定めにより集められた金額）。なお、「法人その他の団体」からの党費又は会費は寄附となるので除く（法人等からの寄附を受けられるのは、政党等に限定される。）。	
2 寄附	(1) 個人 (2) 法人その他の団体 (3) 政治団体 (4) 政党置名寄附	個人からの寄附（特定寄附を含む。） 「法人その他の団体」から受けた寄附（党費・会費として受けた金額を含む。） 政治団体として届出がある団体からの寄附 政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた1,000円以下の寄附。この例以外は、すべて禁止 機関紙や機関誌の発行事業収入、政治資金パーティーの開催事業収入、新年会・忘年会等その他の恒例し物の会費による収入をいう。具体的には、「○〇機関紙発行事業」、「△△政治資金パーティー開催事業」、「◇◇△△講演会」等名称を事業ごとに記載するが、これに準じた事業については、支出の2「政治活動費」の(3)「機関紙誌の発行その他の事業費の支出」として掲載される。なお、これらの事業で「お祝い」等の会費以外の収入は、寄附となる。
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	個人又は金融機関等からの借入金	
4 借入金	本部・支部間又は支部間における（選挙等へ届出がある支部に限る。）交付金・選付金・納付金・寄附等によって受けた額	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	上記1から5に分類できない収入額で、例えば、預金利子や労務等の無償提供による寄附をした場合の支出に対応する「金銭以外のもの」による寄附相当分」の額をいう。	
6 その他の収入	この項目は、10万円以上については明細を記載する。	

#### (支出)

(1) 組織活動費	組織対策費、大会費、行事費、部外費、交際費など(選挙に関するものを除く。)	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、当該団体の大会費・行事費（ <b>機関紙を複製しない等で要したものを除く</b> ）、組織対策費（当該団体の日常の政治活動を行う上で要する経費）、部外費（他団体との交渉、意見交換の経費、パーティーの会費など）、交際費（電話等の儀礼的に支出する経費など）など。
(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費など	選挙に關して支出される経費で、例えば、公認料・推薦料や陣中見舞として候補者又は出納責任者に寄附したものを除く。その他選挙に關して行われる政治活動に要する経費（選挙時の確認団体の政治活動費等）の額をいう。 <b>政治団体への寄附は、政治活動に關する寄附として、(5)寄附・交付金に区分される。</b>
(3) ア 機関紙誌の発行事業費	材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料、発行事業従事者の給与など	材料費、印刷費、荷造発送、原稿料、機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、その他の機関紙誌の発行に要する経費の額をいう。
イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・テレビ・ラジオの広告費、ポスター、パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費など	機関紙誌の発行以外の政黨の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば遊説費、新聞・ラジオ・テレビ等の広告料、ポスター・ビラ・パンフレット・団体の看板等の作成費、宣伝用自動車関係費、宣伝用自動車の購入費用・維持費の額をいう。
ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費、記念品代、講演経費など	政治資金パーティーの開催に要した経費をいい、例えば、会場借上費、記念品代、講演者への謝礼金パーティーの講演会に要した経費などで <b>パーティーごとに別室にまとめる</b> 。
エ その他の事業費	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費など	会費や席上など「3機関紙誌の発行その他の事業による収入」に漏れた事業に要した経費で、ア、イ、ウ以外の事業について <b>事業ごとに別室にまとめる(催した事業のために会費を徴収したものを)</b> 。
(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費など	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、租界代の額をいう。
(5) 寄附・交付金	寄附、交付金、会費など	当該団体以外の政治団体等への政治活動に関する寄附・会費・賛助金、当該政治団体の本部又は支部の間にある団体間（政党を含む。）で、本部又は支部に供与した交付金、会費、負担金の額をいう。 <b>選挙に關して候補者（又は出納責任者）に支出される経費は、(2)選挙関係費である。</b>
(6) その他の経費	借入金返済、貸付金など	上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、貸付金及び労務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のもの」による寄附相当分」の額をいう。

出所：東京都選挙管理委員会「政治団体の手引き」平成30年3月。傍線は山井事務所にて付記

## 2 機関紙誌の発行その他の事業による収入（その3）

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		備考
事業の種類	金額	備考
機関紙「国政報告だより」	980,000	
新宿太郎を励ます会	11,000,000	平成〇〇年1月30日 新宿区〇町 〇〇ホテル〇の間 (前年収入50万円、共催したX政連盟の収入80万円)
〇〇記念パーティー	1,240,000	平成〇〇年3月10日 新宿区△△ △△会館で開催予定
忘年会	96,000	平成〇〇年12月2日
忘年会	514,000	平成〇〇年12月10日
この頁の小計	13,830,000	
合計	13,830,000	

- ・ 会費等の収入を伴って行った事業等をすべて記載します。  
また、ここに記載した事業については、(その2)の「2 政治活動費(3) 機関紙誌の発行その他の事業費」の支出に対応していますので、必ず「アからエの各事業」に区分し、かつ事業の種類ごとに(その15)を作成します。
- ・ 政治資金パーティーは、備考欄に開催日、開催場所等を記載します。
- ・ 特定パーティー(1,000万円以上の政治資金パーティー)の場合は、併せて(その10)にも記載が必要です。
- ・ 都団体は、合計額が(その2)の「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入」に記載の額と一致します。
- ・ 同一事業名で複数回開催した場合は、備考欄に開催日を記入します。

(注1) すべての事業収入を記載してください。  
(注2) 同一の事業収入は一行に計上してください。  
(注3) 政治資金パーティーのうちで、1,000万円以上のパーティーについては(その10)に詳細を再掲してください。  
(注4) 合計は最終日に記載してください。  
(注5) 政治資金パーティーは備考欄に開催日、開催場所を記載してください。

## 3 政治活動費の内訳（その15）

### 工 その他の事業費

(その15)

- ・ (その3)「機関紙誌の発行その他の事業による収入」の事業名を記載します。
- ・ 同一事業名で複数回開催した場合には、1開催ごとに別葉にし、日付や回数を書き加えて区別してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費	(忘年会 12/2)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)
飲食費	92,345	00.12.20	レストラン〇〇	新宿区〇〇町1番1号
この頁の小計	92,345			
その他の支出	3,280			
合計	95,625			

- ・ この事業の支出は、会費を徴収して実施した催しをいいますので、(その3)「機関紙誌の発行その他の事業による収入」に記載のある事業の支出として作成するものです。
- ・ 会費を徴収しないで実施する事業は、組織活動費の「行事費」などに区分されます。

- ・ 支出が5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。
- ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。

5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。  
国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以内)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。  
「その他の支出」(合計)の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。  
項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(選挙見舞)」など。

# マルチ商法勧誘に 首相夫妻との桜写真



48社の上位会員から下位会員へと送られ、クロ  
ーバーコインの販売拡大に使われた淡路氏（後  
列左）と安倍首相夫妻（前列）の写真。2016年  
4月の「前夜祭」で撮影された＝一部画像処理

## 業務停止命令の会社

悪質なマルチ商法として一〇一七年に消費者庁から業務停止命令を受けた暗号資産（仮想通貨）販売会社「48（よつば）ホールディングス」（札幌市中央区）の役員が、「桜を見る会」に出席した際の写真が、組織的に会員勧誘に使われていたことが、関係者の話で分かった。前日に安倍晋三首相の後援会が東京都内で開いた「前夜祭」で、安倍首相夫妻と写った写真も会員間に出回っており、会員は「写真を見せると『すごいね』となり、信用してくれた」と話している。（石井紀代美）

「点検「桜を見る会」②」「信用増した」④⑤面  
48社は、一五年十月、販売を開始。購入した会員が新しい仮想通貨とする「クロバーコイン」の販  
売を開始。購入した会員が新規会員を勧誘すると報酬が出るマルチ商法だった。

# 「効果絶大」と会員に拡散

「購入すれば一カ月半後には十倍に値上がりする」などとして会員数を伸ばし、一七年七月時点で会員は約三万五千人だった。

本紙の取材に応じた東海地方の女性会員によると、一六年に上位会員が開いたセミナーで、48社役員（当時）の中田義弘氏が同年四月の「桜を見る会」で菅義偉官房長官と撮影した写真や、その前日に都内のホテルで行われた「前夜祭」で淡路明人同社社長（同）と安倍夫妻らが写ったものなど、複数の写真を見せられたという。

女性会員は「政界にも人脈が広くすごい人だと思った。上位会員からこうした写真をもらい、自分が勧誘する際にも使った。写真を見せると、相手の態度が全然違った」と語った。写真は上位会員から下位会員に拡散されていき、「勧誘効果は絶大だった」（別の会員）という。

本紙は安倍首相と菅官房長官の事務所に、48社との関係などを質問。菅事務所は「質問の人物とは面識はなく、ご指摘の会社についても一切を承知していません」と回答。安倍事務所は十一日までに回答はなかった。淡路氏は弁護士を通じて「安倍首相夫妻と写真撮影した断片的な記憶はあるが、知り合いという認識はない」などと回答した。

消費者庁によると、48社は、一六年九月からの十カ月間で約九十二億円を売り上げたが、消費生活センターへの相談や苦情は一七年十月までに計三百六十七件に上った。同庁は同月、販売手法が特定商取引法違反（不実告知など）に当たるとして、業務停止命令を出した。会員からは返金要求が相次いでいるが滞っているため、現在、各地で損害賠償請求訴訟が争われている。

# 桜写真でマルチ商法勧誘疑い

「桜を見る会」やその「前後祭」に出席した際に、安倍首相や菅義偉官房長官と親しげに撮った写真。仮想通貨やマルチ商法会社「48（よはほ）ホールディングス」では、こうした同社役員と政権中枢との近さを示す写真が会員間に出回

り、新規会員の獲得に絶大な効果を発揮したという。開業から一年弱で消費者庁から業務停止命令を受けるほど怪しげな企業トツの接近と宣伝利用を、首相らはなぜ許しているのだろうか。（石井紀代美）

# 関係誇示「信用増した」

「これ、いる？ あげよるか？」  
48社の会員だった東海地方に住む女性は、二〇一六年の初夏、男性の上位会員から複数枚の写真を示された。安倍夫妻と談路明人同

社社長（当時）が同年四月の「前後祭」で写った写真や、その翌日の「桜を見る会」で菅氏と中田義弘同社取締役（同）がツーショットで写っている写真だった。

女性はこの写真に見覚えがあった。48社が発行する仮想通貨「クロバーコイン」が、いかに将来性のある商品か説明するセミナーに何度か出席した際、講師役の会員が「みなさん、これ、誰だか分かりますよね」と言ってお型スクリーンに映し出したのと同じ写真だった。

首相や菅氏と親しい、力を持っている人たちがやっているビジネスなのか、そう思うと信用を深めた女性は、この上位会員の問い掛けに、「写真、ほしいです」と即答。すると、すぐにスマートフォンに写真が送られてきたという。

扱う商品が仮想通貨というところに新味はあるが、48社のビジネスモデルは、同社自体が認めている通り、

マルチレベルマーケティング、いわゆるマルチ商法だ。会員が新規会員を勧誘した場合、新規会員が購入した額に応じた報酬が自分の懐に入る仕組み。理屈上、自分の下位の会員が増えれば増えるほど儲かる格好だ。この女性が直接勧誘した会員は、十人ほどだったが、その下には勧誘の連鎖によって、何人か以上に何人以上の会員が連なっていた。

## 花火大会でも

女性は「（首相と談路氏らの）写真を見せたら『へい、すごいね』ってみんな信用してくれる。それはそうですよ、普通の人はできませんから。その意味で写真があったら便利だから、



安倍首相と談路氏が握手を交わす写真。2016年8月、安倍首相の地元、下関で撮影され、会員に拡散された

# スマホで送り合い「会員みんな使っていた」

下位会員へ順番に送られていった。ほぼ全員が使っていたはず」と断言する。

こうして48社員の間で流布した写真は多い。

談路氏とハイナップル柄のシャツを着た安倍首相が夜の屋外でがっつき握手している写真は、首相の地元・山口県下関市で撮影されたもの。毎年夏恒例の「関門海峡花火大会」があった同年八月十三日、首相の妻の昭恵氏が運営に関与する宿泊施設「ウスハウス」のオープン記念パーティーの一場面とみられる。

クロバーコインに約二百万円を投じたという六十代の別の女性会員は「上位会員が『これからは仮想通貨の時代。安倍さんもお金の勉強をしないといけないから、地元で招待されたんだよ』って。すごい人だなと思っていました」と振り返る。「中田氏は冗舌で、話がつまらなかった。ちよと仮想通貨が高騰した時期でもあった。そこに写真が重なって、信用が増した」

「こちら特報部」が確認したところ、昭恵氏と談路氏が別のパーティーで親しげに写ったツーショット写真もあった。

この記事に掲載されている写真は別紙の前頁の写真と同じとぎに撮影されたものでしょうか

淡路 明人

2016年4月9日・東京都港区

安倍首相 お花見会 なう



淡路 明人, 草原 幸二, 他193人

コメント7件



淡路 明人

2016年4月9日・東京都港区 新宿区

淡路 明人さんは新宿御苑 Shinjuku Gyoenにいます。



+16



草原 幸二, 松井 幸嗣, 他206人

コメント2件 シェア2件

淡路 明人

2016年4月9日・東京都江東区

安倍総理大臣 感動



草原 幸二, 松井 幸嗣, 他131人

コメント

シェア

コメントする...

淡路 明人

2016年4月9日・東京都港区 新宿区

淡路 明人さんは新宿御苑 Shinjuku Gyoenにいます。

お花見日和 なう



草原 幸二, 松井 幸嗣, 他176人

コメント1件



【安倍昭恵氏フェイスブックより】



【安倍昭恵氏フェイスブックより】

安倍昭恵

安倍昭恵 タイムライン 2016年 8月

**自己紹介**

- 勤務先: 株式会社 team A
- 出身校: 聖心女子専門学校
- 聖心女子学院高等学校に在学していました
- 聖心女子学院に在学していました
- 山口県 下関市在住
- 安倍 晋三さんと結婚
- 148,751人がフォロー中

**写真**

安倍昭恵さんは植山聡美さん、他8人と一緒です。  
2016年8月14日

昨晩はクラウドファンディングでご支援頂いた皆さんとUZUハウスで花火を見ました。  
カフェバーは毎日夜11時までオープン。  
是非お立ち寄り下さい！

いいね! 1,897 コメント45件 シェア23件

いいね! コメント シェアする

【安倍昭恵氏フェイスブックより】





日曜版

https://www.jcp.or.jp  
@shenyukoo@jcp.or.jp  
Twitter: @nittyoutwit  
©日本共産党中央委員会 2019年

2019年 12月1日  
(令和元年)

日本共産党中央委員会 発行所: 千151-8585東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26の7 ☎03(3403)6111  
日刊紙価額24745円 1800年5月30日第3 報載回数279



元文部科学  
事務次官  
阿部 晴恵さんら記者

# 前川喜平さん 安倍教育行政を斬る

元文部科学事務次官の前川喜平さん（衆院教育行政監視委員会委員）が、安倍政権の教育行政の醜態をこきり飛ばして文部大臣を共倒れへと

の英語民間試験導入をめぐる、自民党の小林武史文科相が同党の会合（昨年4月）で民間試験の信用を肯定した。元東京大学を擁するよう文部大臣を

求。同大はその後、活用を断念する方針に転換しました。前川さんは「民間試験を信用するか、しないかは大学が考えればよい」と、憲法が認め

る大学の自治を阻害する発言で周囲に大きく批判されました。救世主光文文相が「民間試験をめぐり、リエンター12019」への文化庁の補助

金未交付を求めた問題にも言及しました。「専門の自由を著しく制限しているのは、下野さんや救世主さんだけではありません。安倍政権の体質自体に課題の欠陥があります」

インタビュー  
16トコ  
17トコ

## 「桜を見る会」に140人超参加



昭恵氏が各党後援会だった団体の関係者らとの集合写真。中央に昭恵氏と安倍首相（2018年4月9日付の朝日新聞ウェブページから）

# 昭恵氏「お友達も大量」

## “有権者買収”認める発言も

招待されたのは選挙で頑張ったから

参加 男性

### 私物化底なし

「第1次安倍政権（2009〜14年）時、首相は地元下関市（山口県）から飯飯者や市の坊主、後援会の古参幹部ら多数を招待したと言っているのは各党事務所の内情に詳しい後援会員。「最近では、後援会員や昭恵夫人の友人们」まで大層に招待するようになった」と明かします。 菅義偉首相は衆院内閣委員会（11月2日）で今年の招待者約1万5千人のうち首相推薦が約1千人になることを明らかにしました。首相推薦は第1次政権時から激増。この中には昭恵氏の推薦も含まれており、2年の進行などは到底説明できません。

安倍首相による血縁の私物化が大問題となっている「桜を見る会」。「私」と関係者をされた首相の妻、昭恵氏の「お友達」が毎年、大層に招待されていることが経緯部の調べで分かりました。招待されただけでもその数140人超。公的行事の私物化根なし状態です。 藤原 謙

昭恵氏がごつごつとクラッシュグループTEAM A（子ム・エリ）。選考の中心を担う男性は14年から毎年、被選考者に参加しています。男性は経緯部の取材に招待されたのは、選挙活動に携わって、後援会活動に推進して頑張ったね、というお褒めと。昭恵氏も、血縁を使っての「有権者買収」を事実上認める重大発言です。 会の本来の目的は、功績、功勞のあった人の招待。昭恵氏と関係する参加者を増やしてあげる、スキーマラソンなど昭恵氏の「遊び友達」の先の後援会員も大層に含まれていました。その裏面は...

6面につづく



真矢 ミキさん



小笠原 凜さん



山田 雪さん



山田 雪さん



山田 雪さん



山田 雪さん



山田 雪さん



山田 雪さん



山田 雪さん

